

株式会社日本住宅保証検査機構

住宅省エネラベル適合性評価業務約款

(趣旨)

第 1 条 住宅省エネラベル適合性評価申請者(以下「甲」という。)及び株式会社日本住宅保証検査機構(以下「乙」という。)は、エネルギー使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「法」という。)同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、本契約及び乙の定める住宅省エネラベル適合性評価業務規程(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「本契約」という。)を履行する。

(甲の責務)

- 第 2 条 甲は、業務規程に従い申請書並びに法第 76 条の 4 及び第 76 条の 5 の規定に基づき定められた特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主基準(平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号。以下「住宅事業建築主基準」という。)に係る適合性に関する評価業務(以下「評価業務」という。)に必要な図書(以下「申請図書」という。)を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が請求した場合は、乙の評価業務の遂行に必要な範囲において、引受承諾書に定められた業務の評価対象住宅(以下「対象住宅」という。)の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、申請図書の内容を変更する場合、又は乙が申請図書の誤り等を指摘した場合は、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。
- 4 甲は、業務規程に基づき算定され、乙が発行する引受承諾書に記載された額の評価業務手数料を、第 4 条に定める支払期日までに支払わなければならない。

(乙の責務)

- 第 3 条 乙は、関連法令によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、評価業務を行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(評価業務手数料の支払期日)

- 第 4 条 甲の支払期日は、評価業務の申請受付日の翌月末とする。
- 2 甲が、第1項の支払期日までに評価業務手数料の全額を支払わない場合には、乙は、適合書を交付しない。この場合において、乙が適合書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。
- 3 甲と乙は、協議により合意した場合は、第 1 項によらず別の支払期日を定めることができる。

(評価業務手数料の支払方法)

- 第 5 条 甲は、業務規程に基づく評価業務手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みに要する手数料は甲の負担とする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、前項によらず別の支払方法をとることができる。

(評価業務手数料の返還)

- 第 6 条 乙が収納した評価業務手数料については、乙の責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合を除き返還しない。

(甲の解除権)

- 第 7 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知して、本契約を解除することができる。
- 一 乙が、正当な理由なく、評価業務を完了せず、又その見込みがない場合
 - 二 乙が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正がなされない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取下げ旨を通知し、本契約を解除することができる。
- 3 第 1 項各号の契約解除の場合、甲は、評価業務手数料が既に支払われているときは、この返還を乙に請求することができる。また、甲は、本契約解除によって生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 4 第 2 項の契約解除の場合、乙は、評価業務手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、この支払を請求することができる。

(乙の解除権)

- 第 8 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知して本契約を解除することができる。
- 一 甲が、正当な理由なく、評価業務手数料を第 4 条に規定する支払期日までに支払わない場合
 - 二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正がなされない場合
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、評価業務手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、この支払を甲に請求することができる。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。なお、本契約解除により甲に損害が生じて、乙はその損害賠償の責に任じないものとする。

(甲乙の責任)

第9条 甲乙は、本契約に関し損害を受けた場合において、第4条の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの評価業務手数料の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるとき、乙は一切の責任を負わない。

- 一 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な評価業務を行うことができなかった場合は、当該評価業務の結果に責任を負わないものとする。
- 二 乙の故意または重大な過失がなく、乙の予見不可能な事情により乙の評価業務に誤りが生じたとき。

(乙の免責)

第10条 乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅が建築基準法及びエネルギーの使用の合理化に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。

(所管行政庁等への説明)

第11条 乙は、関係所管行政庁等から説明を求められた場合には、当該事案に係る評価業務の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することができるものとする。

(秘密保持)

第12条 乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のため利用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当するときは適用しない。

- 一 公的な機関より公開を求められた場合
- 二 既に公知であるか、又は乙の過失によらず公知となった場合
- 三 甲が秘密情報でない旨、書面等で表明した場合
- 四 人の生命・身体又は財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要する等、本人の同意を得ることが困難である場合
- 五 その他法令等に基づき第三者に対する開示又は提供が認められる場合

(別途協議)

第13条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附則

本約款は平成25年2月26日から施行する。